

受付番号：2021-1-1102

課題名：大和町健康診査における正常・眼科疾患バイオマーカー探索

1．研究の対象

2012年1月から2017年3月までに過去の研究である「緑内障に関連する遺伝子多型の解析」、「緑内障病態解明を目指した包括的基礎研究」、「緑内障患者における検査データの総合的解析に参加された患者様

2．研究目的・方法

目的・方法：本研究では、大和町健診受診者を対象として、非侵襲的検査である視力、屈折、眼圧、OCT、FDT、IOL マスター、といった眼科的検査値を主要項目とし検討し、眼疾患との関連を調べます。また、血液・尿サンプルも取得し、遺伝子解析を含めた、これまでに眼科領域では十分に調べられていない様々なバイオマーカー（炎症性サイトカインや生理活性物質、タンパク質や代謝産物、核酸、自己抗体、酸化ストレスなど）、眼球構造、視野の正常値を調べます。様々な検査値の正常値を確立することが出来れば、将来的に眼疾患患者判定の重要な基準になることが期待できます。また、正常者の判定を行うため大和町検診の結果（採血結果、血圧、問診等）から全身疾患の有無についても解析を行います。

研究期間：2017年5月(倫理委員会承認後)～2027年1月

3．研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、副作用等の発生状況、研究対象者 ID 等

試料：血液

4．外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

本研究で得られた試料・情報は、必要に応じて、産業総合研究所の五島博士、東北メディカル・メガバンク機構の三枝博士に共同研究として既存試料・情報の提供を電子的配信などで行う可能性があります。

5．研究組織

該当なし

本研究で得られた試料・情報は、必要に応じて、産業総合研究所の五島博士、東北メディカル・メガバンク機構の三枝博士に共同研究として既存試料・情報の提供を行う可能性があります。

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学医学系研究科 眼科学分野 准教授 國方 彦志

〒980-0824 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

電話 022-717-7294

研究責任者：

東北大学医学系研究科 眼科学分野 教授 中澤 徹

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
法令に違反することとなる場合